

第26回 広域系統整備委員会議事録

日時 平成29年9月26日(火) 10:00~12:00

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所A、B、C会議室

出席者:

<委員>

古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)
伊藤 麻美 委員(日本電鍍工業(株) 代表取締役)
岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)
大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)
田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)
大久保 昌利 委員(関西電力(株) 電力流通事業本部 副事業本部長)
大村 博之 委員(JXTGエネルギー(株) 執行役員 リソーシズ&パワーカンパニー
電気販売部長)
坂梨 興 委員(大阪ガス(株) 理事 ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長)
松島 聡 委員(日本風力開発(株) 常務執行役員)
柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員)
山本 哲弘 代理(中部電力(株)グループ経営戦略本部 広域・技術調査グループ)

<オブザーバー>

石川 浩 (電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室長)

欠席者:

工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 常務執行役員)
鍋田 和宏 委員(中部電力(株)グループ経営戦略本部 広域・制度グループ長)

配布資料

資料1-(1) : (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて
資料1-(2) : (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について
資料1-(2)_別紙 : 事業者ニーズ アンケート調査票(案)
資料2 : 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について
[2017年度第1四半期結果まとめ]

1-(1). (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて

- ・事務局から資料1-(1)について説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(古城委員長) 今回、内容が複数あるため全体を2部に分割して進める。初めに第1部として「(i) 想定潮流の合理化等に向けた取組」、第2部として「(ii) コネクト&マネージに関する課題整理」を議論頂きたい。

(i) 想定潮流の合理化等に向けた取組

(松島委員) 4ページのN-1電制の記載について確認させていただきたい。N-1故障（電力設備の単一故障）と記載されているが、これは、流通設備だけを指しているのか。それとも発電設備も含めて考えているのか。

(事務局) N-1故障は、流通設備の単一故障のみを指す。

(松島委員) 大電源が落ちた場合については、別に考えているという事になるのか。

(事務局) それについては、需給上の調整力として別で検討されている。

(岩船委員) 19、20ページの電源のリプレースのところについて伺いたい。これは既設電源のリプレース時にその容量を一旦リリースして、他の電源と同じように扱うということか。

(事務局) そのとおり。現状のリプレース案件系統連系募集プロセスの概念は、リプレース時に、既に確保していた送電容量をそのまま既設事業者が使い続けるということではなく、リプレース時に確保していた送電容量を一旦解放して、その空き容量利用について新たな電源と公平に取り扱う考え方である。

(岩船委員) リプレースを進めるために特別に何か配慮するなど、そういう事は含まれないという理解でよろしいか。

(事務局) 何かリプレースする時に有利になるようにというよりは、公平に空き容量を使っていくという考え方に基づくものである。

(岩船委員) 冒頭4ページの説明において、今後A,B,C基準という表記にしないという事だったが、送配電利用の自由度が段階的に上がるというイメージがつきやすく、ある程度この表現は定着してきたと考えており、個人的には悪くないと思っている。ただ、確かに領域は曖昧だというのは理解するので、少し表現を工夫していただきたいと思う。

(事務局) A,B,C基準は、本委員会では定着してきているが、一般の方からは、アルファベットの表記でどういう基準なのか分かりにくいというご意見を頂いている。最近よく用いられているコネクト&マネージの定義との関係が曖昧になってきたこと、コネクト&マネージという表現の方が何をやろうとしているのか分かりやすいという意見もあり、今回見直させていただいた。この表では、右側の方が当然、送電線の効率的利用に資する対策ということになる。

- (伊藤委員) 今後、間接オークションを導入していくという事だが、日本独自の取り組みか。それとも他の国で既に行われているものなのか。
- (事務局) 他国ですでに適用されているものである。
- (伊藤委員) 間接オークションは人間で実施するわけではなくシステムでの実施になると思うが、ソフトはこれから作成するのか。それとも既にそういうものがあるのか。要は、ソフトを組み上げていくにも時間が掛かるので、そういうのもスケジュールリングの中に入っているものなのか。
- (事務局) 間接オークションは、導入に向けたスケジュールが明確になっており、システム等の対策を実施しているところ。ここで論点化しているのは、間接オークション導入後の連系線潮流がどうなるかについて、どのように想定するかということである。シミュレーションツールは長期方針策定時に作成したものがあがるが、これをそのまま使用して大丈夫なのかというチェックが必要と考えている。
- (大橋委員) 13 ページは、間接オークション導入後の連系線潮流を現時点においてシミュレーションするのは難しいということは分かるが、実際にどうされるのか。
- (事務局) 何らかの形で、シミュレーションツールを使って想定していくことになるが、まだ制度も始まっておらず、実際にどうなるか分からないものをどうやっていくのかということで、悩んでいるところ。シミュレーションツールの検証からはじめていきたい。
- (大橋委員) 20 ページのリプレース時の空き容量の考え方について、これは想定潮流の合理化が適用されると、空き容量が変わってくるので、リプレースしたいと考えている老朽火力の余分な空き容量が空くかどうか分からなくなり、リプレースの判断が難しくなるということか。
- (事務局) 元々、リプレースの際には、既設容量分は、上位系統も含めて空いていることを前提に考えていたが、今後はそうではなくなる。但し、稼働の蓋然性がないということで、事前に空き容量として公開されるので、早く連系したい人は先に入れるという事になる。事前に空き容量になるだけなので、リプレースの判断時に影響はないのではないかと。
- (田中委員) リプレース時は、一旦容量が解放されてそれを皆さんで公平に使うということで、要するに既得権益みたいなものは認めないと受け取った。しかし、20 ページにおいて、リプレース案件系統連系募集プロセスのルールの見直しを行うと記載されているが、何の見直しを行うのか。何を想定して見直しを行う可能性があるのか。
- (事務局) リプレース案件系統連系募集プロセスの概念は、リプレースによってできる空き容量を皆で公平に検討するというもの。今回、想定潮流の合理化を適用すると、事前に空いてしまっていて、リプレースのときには、新たに空き容量は発生しないこともあり、このような場合にはリプレース案件系統連系募集プロセスに該当しないという考えもある。ルールとしては、開始要件の見直しみたいなものが必要になるのではないかと考えている。
- (寺島理事) 補足するが、例えば「老朽火力を廃止します」と言ったときに、その老朽火力を持っていた既存の事業者だけがリプレースできるというのであれば、その事業者が永遠にリプレ

ースできることになり、新規事業者に比して、ネットワーク利用面で不公平となる。そのため、「廃止します」と言ったときには、希望する他の事業者を含めてリプレース案件系統連系募集プロセスを実施するルールが既に出来上がっている。そのこと自体は、何の概念上も変更することはない。しかし、老朽火力が廃止したところから始まるこのリプレース案件系統連系募集プロセスを開始する以前に、今回の想定潮流の合理化を行うことで、系統に空きが発生してしまうと、別の人が入ってしまうこともあり得るので、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始する余力がないかもしれない事になってしまう。即ち、想定潮流の合理化をすることによって、廃止していない老朽火力を想定潮流から外すのであれば、リプレース案件系統連系募集プロセスの開始要件みたいなものを工夫する必要があるのではないかと、ということである。本日、こういう問題があるということ、この委員会で確認させていただいた後、然るべきルール検討部門にこの課題を渡していくという事とご理解願いたい。

繰り返しとなり恐縮だが、リプレース案系系統連系募集プロセスの概念そのものは、今までどおりである。ただ、若干、この想定潮流の合理化の考え方を取り込む事で、少し、進め方を変えなければいけないのではないかと、ということである。

(田中委員) 今回 B 基準を適用すると、廃止しなくても、実質的には廃止したものと見なされるような状況が生じうると理解した。

(岩船委員) リプレースということで、廃止になってしまうのか。

(寺島理事) 想定潮流の中から見込まなくなるだけで、設備は存在する。そのため、万が一のときには、老朽火力は稼働し、混雑が発生する可能性はある。

(佐藤理事) 委員の方々のご発言のとおり、ある程度影響はあるかもしれず、何も影響がないということはない可能性が高いと思う。

(加藤委員) 廃止するという判断は、どの時点でなされるのか。例えば、長い間この電源が入札をしていないとか、そういうことで判断されるのか。

(事務局) 設備の廃止は、事業者が判断する。一方で、想定潮流において稼働を見込むかどうかは、資料 10 ページのとおり、まずはエリア全体での需要と供給力の関係からメリットオーダーで稼働の蓋然性が高い電源を決め、ここで一定のリスクを考慮しても稼働しないと判断された電源は、想定潮流から外すということ。

(加藤委員) あまり変な想定をしてしまうと、その後の電源形成にもかなり大きな影響を与える可能性があるのでは、しっかり検討いただきたい。

(坂梨委員) 24 から 26 ページにある、進行中のアクセス案件への対応について、基本的に B 基準の検討をなるべく早く入れていくという方向性については、発電事業者として賛成する。その関係で、二点程お願いしたい。1 点目は、24 ページの基本的な考え方で、B 基準を適用するという事で、回答が遅延する場合に柔軟に対応するということはその様にして頂きたいが、闇雲に検討期間が長くなったり回答の遅延が生じないように注意いただきたい。発電事業者にとっては、予見性が立ちにくくなることは大きな懸念要因なので、広域機関が一般送配電事業者とよく連携して進めていただきたい。

もう1点は、26ページのスケジュール等の関係だが、平成30年度早期の適用を見込んでいるという事だが、どのタイミングで、このアクセスの手続きを進めるかによって、A基準なのかB基準なのかが大きく変わってくる事になるので、ある程度スケジュールがフィックスされた段階で、なるべく早く発電事業者等に対して周知していただくようご検討いただきたい。

(事務局) その点については、承知している。例えば、A基準で接続検討を実施済のものを、もう一回接続検討を出し直してくれという事ではなくて、例えば、契約申込みの段階でやり直すといった対応もあると考えている。一般送配電事業者への周知の段階では、柔軟な対応というところも重視していきたいと思う。発電事業者等への周知についてはホームページ等への公表を考えている。周知の方法や、タイミングについて要望はあるか。

(坂梨委員) 周知の方法はお任せする。周知のタイミングは、予定が決まったら、なるべく早くという事をお願いしたい。

(柳生田委員) 18ページについて、「老朽火力が稼働する場合は、いずれかの発電機の出力調整が必要となる」という記載があるが、これはどういったときに発生するのか。

(事務局) 平常状態であれば、需給バランスで明らかに運転しないが、どこかのエリアで大規模災害が発生した場合等、運転するはずのない時期でも石油火力を運転して供給しなければいけない事象で混雑が発生する可能性があると考え。

(柳生田委員) メリットオーダーで言えば老朽火力は原則一番最初に抑制されるはずであるが、緊急時においては追従性等の観点から必ずしもそうはならないということと理解。平常状態に、より効率の良い発電所が抑制されるという事を意味してはいないという理解でよいか。

(事務局) 緊急時の混雑処理スキームに則ることになる。緊急時の処理なので、そのときの運用状態や制約に応じて運用者のオペレーションの中でやっていただくという事になる。

(ii) コネクト&マネージに関する課題整理

(加藤委員) 現在の系統運用者は、特に基幹系統においては、N-1事故において供給支障を発生させず、電力品質に影響を与えないように運用していると思う。そういう意味からするとN-1電制というのは、あり得ないのではないか。32ページの過負荷の例を見ると、N-1で電制をすることによって運用容量が上がるのでいいという事だが、今後、そのような運用に変わるということなのか。それとも、設備を計画するときに、その点を考えて、運用は、あくまでも従来通りN-1では供給支障が起こらないようにするという事なのか。

(事務局) N-1事故は、通常起こり得る事故なので、基幹系についてはそれによる停電や大きな周波数のショックについては起こさせないという考え方が大前提である。よって、従来とは、大きな考え方は変わらない。また、運用の考え方と設備形成の考え方は、基本的に同じだと考えており、設備形成上、過酷なことを許容して運用上できないという事にはならないようにしなければならない。そういう意味で、当然、基幹系統への適用は慎重にならなければならないと考えており、N-1で負荷制限とか周波数の大きなショックというの

は、起こさないという前提での検討を進めていく予定である。次回以降、方向性を整理するので、ご議論いただきたいと考える。

(田中委員) N-1 電制適用の課題について、37 ページの②で周波数低下も発生するので電制量の上限の検討が必要とある。35 ページの①(適用系統)で、電制量の上限を満たす形であれば、基幹系統においても運用容量を上げられるのか。運用上問題はないのか。基幹系統でも N-1 電制は行える可能はあるのか。また、N-2 の故障は究極的には起こる可能性がある事は理解しているが、どれくらい起きる可能性があるのか気になる。例えば、リレーが上手く動作しないで電制が失敗してしまうと、N-2 故障になってしまうが、色んな防護策があると思う。例えば、電制を受ける側で1番目の対象が駄目なら2、3番目と、次々に電制の対象を変えていくなど防護策を色々やった上でも本当に N-2 故障が発生する確率がどれくらい大きいのかと思う。ただ、色んな対策をとっても究極的には N-2 故障は発生してしまうかもしれないのは理解できる。そのときは、責任の所在のような議論も出ることになる。

(事務局) まず、一点目の周波数低下の問題と基幹系統への適用の関係だが、周波数の問題は、一律いくらにするという上限が決まるものと思うが、基幹系統の特徴として、ループ系統になっているケースが多く、N-1 故障が起こったときには回り込み潮流が発生する等、非常に複雑な事象が起きる可能性がある。もし上手く制御ができないと、何らかの要因で連鎖的に発電・供給支障が発生してしまう可能性があるため、基幹系統については、周波数とは別の観点での検討が必要と考えている。

頻度に関しては、電制失敗の頻度はかなり少ないと思う。ただ、設備形成上は N-2 故障が発生しても大きな社会的影響を受けないようにするという基本的な考え方があるので、その考え方に従って整理していく。N-2 が発生しないように色んな防護策があるというのは、おっしゃる通りだと思う。ただ、ここで言う N-2 というのは、電制失敗という事象だけでなく、送電線そのものの二回線故障も同じであり、電制を入れることによって、運用容量を上げてしまうと、その二回線事故が起きたときのショックも大きくなる。N-2 には電制故障だけではなく、送電線のルート断故障という事象もあるというところをご理解いただければと思う。

(大久保委員) 38 ページの N-1 電制の対象について、既設電源への電制装置の設置が、効率的な設備形成の観点からひとつの有効な手段ではないか。ただし、既設事業者の納得性が必要になると思うので、既設事業者の意見をよく聞いて、適用できる仕組みを検討いただきたい。

二点目は、40 ページで電制のオペレーションとその費用負担を切り分けて考えていくというのは、非常に合理的な考え方だと思う。40 ページの表で費用負担の考え方を整理いただいているが、今後、議論を進める中で、例えば出力制限に伴う費用負担について、誰が何に対して支払うのか、N-1 故障直後はどの程度の先の時間をカバーするのか、もう少し具体的に特失を評価いただければと思う。

(松島委員) 31, 32 ページの N-1 故障時の対応のイメージについて教えていただきたい。31 ページの場合は、ネットワーク維持のために、ゆっくり 1 分間に 1% ずつ出力を落とすような事をイ

メージしているのか。また、32 ページの瞬時というのはマイクロなのか、1 秒、2 秒という世界なのか。遮断する場合は中給からの指令で実施するのか。

(事務局) 電源抑制のイメージは、現状は運転者による指令で対応している。例えば、火力を抑制するときは、発電機の性能にもよるが、抑制信号により徐々に燃料を絞って1分間で数 MW 程度出力を下げていくイメージである。一方、電源制限はリレーで瞬時に遮断器を解列するので、ミリセック単位で遮断するイメージである。送電線に設置したリレーから当該発電所に遮断信号を出すため、必ずしも中給と繋がっている必要はないと考えている

(松島委員) 現在進行中の電源接続案件募集プロセスなどにも N-1 電制の考えが適用され、アクセス検討の回答が変わったりするのか。

(事務局) 先程の想定潮流の合理化と同じ時期に適用するのであれば、あわせて、アクセス案件にも適用していくものと考えている。

(坂梨委員) 40, 41 ページの N-1 電制直後の対応について、元々ある電源を接続するために電制が必要となり、電制装置をつけるということは、原因と結果が分かりやすいが、逆に、そうして電制装置を設置した事業者が、電制を受けたという事になったときは、必ず起因者の責任であるというのも一意に決められるものなのか。それともネットワークの状況等によっては、元々想定していた以外の事が生じたために、電制が生じてしまうという事もあり得るのか、その辺りは、どういうふうにと考えたらよいのか。

(事務局) その件については、今でも同じ対応である。例えば、送電線の一回線故障の原因が、明らかに別の要因、例えば、通常自然現象でない場合は、その原因に応じて負担について個々で対応していくものだと思っている。ここで想定しているのは、通常送電線事故なので、落雷などの自然災害によるものを想定している。

(坂梨委員) 具体的な検討は、次回以降進んでいくものだと思うが、この辺りの原因と結果がはっきりしているようなものなのか、どうなのかということについて、次回以降教えていただければと思う。

(寺島理事) 色々のご議論頂いているところでは、「事故直後の電制対象の選択」と「その費用負担の扱い」は別に考える点とか、また、電制対象を選ぶ際は、効率的なやり方に対応させていただくということは、重要なポイントとして、皆さんにもご理解いただいているところと思う。それとは別に、N-1 電制を導入することによる大きな影響として、42 ページにある作業停止の問題がある。今までの考え方であれば、作業時の運用容量と平常時の運用容量は、それ程差がなかったが、N-1 電制を適用すると、電制ありの運用容量と作業時の運用容量の差が大きくなり、作業時に抑制される量と時間が増えることとなる。これをすべて費用負担問題として後回しにしているのか、それともアクセス要件として、作業時の出力抑制が相当増える原因が新規に連系する電源によって生じるのであれば、その作業時の出力抑制による費用負担を新規連系の負担とする案も考えられる。アクセスルールとして、本件についてどうすべきかについて、次回以降のため今日この場でご議論頂きたいと思っている。

(大久保委員) 寺島理事が言及された作業停止時の話が、これから一番大変だと思っている。いわゆる、コネクト&マネージの「マネージ」の部分がこれから大変な検討だと思う。作業停止の混雑処理は、関係者が沢山いる中で、最終的に何らかの解決策を導かなくてはいけないという事になると思う。色々検討が必要になるかと思うが、最終的には、こういうやり方でやりますというのを是非とも決めていただきたい。時間がなくて、調整がつかなかったということがないように注意いただきたい。

(伊藤委員) 新しく入ってきたことによって足りなくなってくるので、その分を新しく入ってきた人たちが、負担するという考え方が一理あるという受け止め方で良いか。もし新規の人たちが負担しなかったら、誰が負担するのか。既存の人たちか。

(事務局) この考え方の根幹は、元々いま入っている人は、従来の基準で必要なものは設備投資をして入ってきている。負担金を支払った上で入ってきている方と、今回電制を入れ運用容量を上げたことによって、負担金が抑えられた形で入ってきた方、この二者を同等に扱っていいのかという問題である。よって、従来入ってきた方は、それなりの負担金を払った上で当然作業停止もそれほど影響を受けなかったが、今後かなり影響を受けてしまう。そこが、従来の人と新規の人と差を設ける案もあるのではないかという考え方がベースである。

(伊藤委員) 100%フェアは非常に難しいとしても、やはり差はつけていくのか。

(事務局) そう考えている。

(伊藤委員) 方向性はそちらが良いと思うが、最終的には適用までに様々な細かな論点を議論しながら決めていくものと思う。

(寺島理事) 補足させて頂くと、N-1電制が起きる事象は、もちろん送電線の事故なので、通常起こり得るとはいえ、事故なので稀な事象である。しかし、作業停止は、年に数日もしくは数週間以上になることもあるもので事故と違って必ずこの問題が生じてしまう。既存設備の利用率を向上するがゆえに、たくさんの電源が連系できるのは良いことだが、作業停止により抑制しなければならないボリュームも関係事業者の数も増えてしまう。その問題を「関係者の皆でその都度協議しましょう」というのでは、大変な調整が必要となる。ここはN-1電制を導入するときの系統アクセスの条件として整理とした場合、是非とも伊藤委員のようなご議論があるのであれば、伺いたい。

(柳生田委員) 作業停止がどのくらいの年数に亘って予見できるものなのかは分からないが、受益する人は後から入ってきた人になるので、それは、ある程度予見できる作業停止期間が示されていれば、経済性を見込んで、そこで決めるという事ができるのだと思う。そう考えると、基本的には後から入ってきた人が、その前提でよければ入って来ることだと思う。一方、基幹系統については、負担したといっても本当に特定負担したのか、一般負担となったかが分からないので、そこはどう考えるのかという問題はありますが、基本的には、後から入ってきた人が負担すべき性質のものであると思う。

(岩船委員) 故障後の作業と計画的な作業は違うと思う。計画的な作業の場合は、潮流の少ないときに実施するという事を想定すると42ページのような絵になるのか。

(事務局) 従来、端境期等で調整することによって、あまり制約をかけずに停止ができていたが、N-1 電制を適用することによって、抑制しなければいけない量が増え、作業時期を調整しても抑制なしで停止できる期間が取れなくなり、必ず大きな抑制の調整が必要になるということになる。また、計画作業の場合は、調整をする時間が十分とれるが、事故が発生し、それが永久故障になる場合は、必ずしも調整に十分な時間を確保できるわけではないということは留意が必要である。

(岩船委員) いずれにしても、オペレーション上、負担が増えるということか。

(事務局) 間違いなく増えると考える。

(松島委員) 抑制費用の項目について、抑制するための設備のことだけを指しているのか、抑制されたことによって、発電できないための経費、売上のことまで言っているのか。

(事務局) 設備費用と機会損失と両方を指す。N-1 電制により系統を守るために、ある特定の事業者を抑制するので、その人ではなくてもよかったと考えれば、その発電の機会損失のようなものも費用負担の中には含まれているものとする。作業の方も、例えば後着者が増えたことによって、既存の人の抑制量が多くなったとすれば、そういった抑制分に対する負担みたいなものも考えられるのではないかと思う。

(松島委員) うべかれし利益は、新規の人と既存の人の両方を分けて言われたが、既存の発電所も抑制量が増えるので、売り上げが小さくなるので、それも保障しなくてははいけない。

(事務局) 直接の受益者以外の方を抑制するのであれば、そこに必ずどこかで機会損失が発生しているわけであり、それは公平な負担であるべきと考えている。

(大橋委員) 42 ページ目について質問である。これはN-1 電制を行うと従来からあった作業停止の1 回あたりの時間や頻度が増えるので、それに伴う追加的なコスト負担も含めてどの様に考えるのか。

(佐藤理事) その部分は分けて考える必要はないと考える。例えば、簡単な例では、現行では8760 時間の内5 時間の作業停止であったものが100 時間になる。その増加した時間による機会損失をだれがどの様に負担するかを議論頂きたいということである。

(大橋委員) 承知した。その例で95 時間増加したものは、今回のN-1 電制を導入することによって発生しているところなので、その起因した人に負担を求めるのは一つの考えだと考える。

(加藤委員) 質問である。従来であれば1 年間の内5 時間のみ定期点検をできない期間であったが、N-1 電制を認めることによって、100 時間余裕ができその中でいつでも選べるということか。

(佐藤理事) そうではない。新規の電源に対して電制を認めると、作業停止時間が長期化することとなる。その部分の機会損失費用、全般的な費用をどの様に負担するべきかということが重要だということ。

(古城委員長) 仮に、N-1 電制の為に追加的に発生した費用を新たに送電線を利用する人が負担する話と、それらの人が抑制を受けるのは異なる理解でよいか。アクセス条件とはその部分でよいか。

(寺島理事) その通り。41 ページの論点は、電制の抑制対象は、既存事業者で大きな電源を対象に行う方がシステムの信頼度も高い。効率的であれば、既存事業者を対象にすることも一案かということでありまた、その後の費用負担をどの様にするべきかである。一方、42 ページは作業停止の話である。もちろん、作業停止なので調整時間は多少あるが、関係者が増加することによって調整時間が不足する可能性もあるので、アクセス要件の中で整理しておくことも論点と考えている。

(田中委員) 根本的にいうと、N-1 電制をするときとしないときをくらべて、N-1 電制するとなると何か追加的に負担が出る。何か変化が起きるということで、その変化による費用をどう負担しましょうという話だ。よって、作業停止の話も結局は N-1 電制を入れることで変化が起きることなので、根本は同じという気がする。40 ページのところでは、要するに N-1 電制を始めると、オペレーションによる追加負担が出るので新規接続の電源、場合によっては一般負担も考えるということと理解する。42 ページの作業停止の問題は、N-1 電制の仕組みを入れることによってさらに派生的に出て来てしまうので、なかった世界と比べると、そこの部分を誰が問題を起こしたかというやはり新規電源だという議論は同じだと思う。42 ページの作業停止時の費用負担をどの様にするかと考えると、N-1 電制の恩恵を受けることで入って来る新規電源は、系統アクセスの条件として、作業停止時の出力抑制負担とし、接続を認める案も考えられると思う。しかしあと問題なのは、既存の電源は全く負担しなくていいのかということで、この問題をもう少し議論しなければいけない気はする。

(岩船委員) 具体的な負担がどんなイメージなのかにもよると思う。そんなに大きくない負担なのか、規模感が全然つかめないと議論ができない。次回は、そこがイメージできるような資料を準備いただきたい。

(佐藤理事) ご指摘のとおり。例えば 50 時間止まるなら良いが、2000 時間止まると聞いたらそもそも経済合理性に合わないとなれば、だれも入ることはなくて、コネクト&マネージを導入する意味がないと思う。その比較検討でどの程度なら全部新規事業者の負担で良いが、それを超えるならある程度は既設事業者など、色々と検討し資料を準備していきたいと思う。

(事務局) ご意見いただいた通り、次回は、費用負担等についても具体的なものを出ささせていただき、ご議論いただきたいと思う。今回議論いただいたコネクト&マネージに関する取り組みについては、連系される事業者には直接影響する内容もあるため、関係する事業者の意見も踏まえた検討を行う必要があると思っており、次回以降、可能な範囲で事業者の方々にオブザーバーとして、参加いただく事も検討していく。

1-(2). (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について

- ・事務局から資料 1-(2)により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(大久保委員) 6ページの空容量のある系統への連系を促すための公開情報充実への対応で、既存の公開情報の改善要望と記載があるが、前回の委員会でも申し上げたが、情報の利用の目的や開示して欲しい情報の粒度を具体的に書いていただけるような質問に工夫していただきたい。具体的な目的と粒度があれば、こういうふうにはできるのではないかという提案ができると思うのでお願いしたい。

(事務局) 前回いただいた意見も踏まえ、極力、具体的に記載いただくようなフォームにはしているが、さらに目的などについても聞けるように、公表までにもう少し工夫していきたい。

(坂梨委員) 系統アクセス業務への対応の7ページで、現行ルールのところに括弧書きで事前相談、接続検討と記載があるが、実際、事業者の側からすると系統アクセス業務は、その後の契約の手続きまでがセットであり、契約手続きでも色々と問題が生じていることもあると思う。今回は契約手続きのところに関する要望については、意見を集めることはしないのか。

(事務局) 事務局としては、現行ルールの事前相談、接続検討についての意見をいただきたいと思っているが、もし、契約に関する事項が「効率的な系統連系に向けた系統アクセス業務への対応」の課題になるようなことがあれば、例えば、全体的を通した自由記載として、「その他、課題があればコメントください」という欄があるので、そこに記載いただき、事務局の方で必要に応じて本委員会にかけさせていただくこともできると思う。

(古城委員長) まだ、時間があるので、個別に色々要望等あれば、事務局の方にお話しいただきたい。

2. 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

- ・事務局から資料2により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(岩船委員) 文言の問題だと思うが、2ページの最後の中国九州間のところ、計画策定プロセスの検討の方向性について検討中という記載の意味がよく分からない。

(事務局) 計画策定プロセスの詳細の検討まではまだ入っておらず、その前段階での検討を今実施しているという状況。本格的なプロセスに入る前段階の検討を実施しているということ。

5. 閉会

(古城委員長) これにて、本日の議事は全て終了したので、第26回広域系統整備委員会を閉会する。事務局から連絡事項があるか。

(事務局) 本日の議事録につきましては、事務局にて作成し委員の皆さまにご確認頂いた後に広域機関のホームページにて公表させて頂く。次回、委員会は、11月2日(木曜日)の15時から、場所はこちらの会議室での開催を予定している。

—了—